

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十七条第一項の規定に基づき、奈良県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う。

令和七年三月三十一日

吉野町長 中井章太

一 管理を行う者

吉野町

二 管理を行う県営住宅等の名称

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）別表に掲げる吉野県営住宅及びその共同施設

三 管理の内容

入居者の公募並びに入居及び退去の手續に関する業務、入居者への指導及び連絡に関する業務、家賃の徴収に関する業務、施設の維持修繕に関する業務及び施設の保守管理に関する業務

四 管理を行う期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで